土地選定理由書(非代替性理由書)

- ◎ 第1種、第2種農地の転用審査に際しては、『申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地で事業 の目的が達成することが出来る場合には、原則として許可できない』という法規定があり、位置的 代替性の有無を審査する必要があります。
- (1) 候補地は複数選定し、必ず宅地等異種地目、第3種農地のいずれかを入れてください。

〇 候補地位置図 別紙のとおり

	(2)	目記	3所有地.	以外の土	地も候	補地に	入れてく	ください。							
0			選定要件			達成	する上で	が要な	条件)						
	① 必要最小限の面積 () ㎡を確保できること														
)	道路	外に接して	おり車等	手の出	入りが	容易であ	らること							
	3														
	4														
	⑤														
0	候補	地-	一覧 ※	桑補地に!	ま、必ず	*第2種	農地、第3	3種農地、	、異種地目	の土地	也のいっ	ずれか	を入れ	てくだ	さい
	佐久市			登記 面積	農振	ᄈᄴᅜᄼ	都市計画	検	討結集	(申	清地決	定要			
_	大	字	字	番地	地目	(m³)	農用地	及心口刀	区域内	1	2	3	4	5	用地交渉
申請地															
_	ф ==	E 4114 ~	か。 は で TE	т.											
U	中部	吧(の選定理	出											

例

土地選定理由書(非代替性理由書)

	※農振農用地	●農業を振興すべき場所として佐久市が定めた地域内の農地
転用	※第1種農地	●10ha以上の一団農地内にある農地、又は、土地改良 <u>事業を実施した区域内の農</u> 地 等 ※原則許可できない農地
転用誘導順位	※第2種農地	●県庁・市役所(これらの支所含む)・JR駅から500m以内 ●第1種及び第3種以外の農地 等 ※周辺の他の土地で代替できる場合は、原則許可できな
順位	※第3種農地	●都市計画法に基づく用途地域内 ●県庁・市役所(これらの支所含む)・JR駅から300m以内 ●水管と下水道管が埋設されている道路に隣接し、かつ、500m以内に 2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があること 等

- ◎ 第1種、第2種農地の転用審査に際しては、『申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地で事業の目的が達成することが出来る場合には、原則として許可できない』という法規定があり、位置的代替性の有無を審査する必要があります。
- (1) 候補地は複数選定し、必ず宅地等異種地目、第3種農地のいずれかを入れてください。
- (2) 自己所有地以外の土地も候補地に入れてください。

〇 申請地選定要件 (転用目的を達成する上で必要な条件)

- ① 必要最小限の面積 (300) ㎡を確保できること
- ② 道路に接しており車等の出入りが容易であること
- ③ 実家と同じ集落内の土地であること
- ④ 三角形などの不整形地、又は、傾斜地でないこと
- ⑤ 農振農用地でないこと

〇 候補地一覧

	佐久市			登記	面積	農振	農地区分	都市計画	検討結果(申請地決定要件)						
	大字	字	番地	地目	(m²)	農用地	辰地区万	区域内	1	2	3	4	⑤	用地交渉	
申請地	00	ΔΔ	1	畑	333		第2種	無指定	0	0	0	0	0	0	
	00	ΔΔ	Z	宅地	150			無指定	×	0	0	0	0	所有地	
	00	ΔΔ	3	B	900	0	第1種	無指定	0	0	0	0	×	所有地	
	00	ΔΔ	4	畑	200		第3種	第 1 種 住居地域	×	0	×	0	0	0	
	00	ΔΔ	5	B	300		第2種	無指定	0	0	×	0	0	0	
	00	ΔΔ	6	原野	300			無指定	0	×	0	×	0	0	
			以下余白												

〇 申請地の選定理由

上記候補地すべてを検討した結果、選定要件を満たす土地は申請地のみであり、他に 代替する土地がないため、申請地として選定した。

〇 候補地位置図

|別紙のとおり